

香川県広域水道企業団建設工事監察要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が請負契約により執行する工事の品質を確保するとともに、これを請け負う建設業の健全な発展を図るために行う工事現場における施工体制等の監察（以下「工事監察」という。）の実施に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 工 事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 契約担当者 香川県広域水道企業団工事執行規程第6条第1項に規定する契約担当者をいう。
- (3) 工事執行者 工事監察の対象となる工事に職員を工事監督員として配置している本部の課又はブロック統括センター若しくは広域送水管理センターの長をいう。

(工事監察の総括)

第3条 計画課技術管理室長（以下「技術管理室長」という。）は、企業団が請負契約により執行する工事に係る工事監察を総括するものとする。

(対象工事)

第4条 工事監察の対象とする工事は、当初の請負代金の額が2,500万円（建築一式工事については、5,000万円）以上の工事とする。

- 2 契約担当者又は技術管理室長が必要と認めた工事については、前項の規定にかかわらず、工事監察の対象とすることができる。

(実施時期及び回数)

第5条 工事監察は、工事着手後概ね1カ月を経過したときに行うものとする。

- 2 契約担当者又は技術管理室長が必要と認めた工事については、前項の規定によるもののほか、工事監察を行うことができる。

(工事監察の申請)

第6条 工事執行者は、工事監察の実施が必要となったときは、技術管理室長に申請するものとする。

(工事監察職員の指名)

第7条 技術管理室長は、前条の規定による申請を受けたときは、技術管理室、計画課、浄水課及び工務課で執務する職員の中から工事監察を行わせる職員2人以上を指名するものとする。

(工事監察の実施)

第8条 工事監察は、建設業法等の関係法令の規定に従った技術者の配置状況、下請業者の使用状況、施工体制台帳の整備状況、標識の掲示状況等について工事現場を点検することにより行うものとする。

2 前項の規定による点検は、工事監察（施工体制等点検）表（別紙-1）に基づいて行うものとする。

3 工事監察は、受注者に事前に通告することなく行うものとする。

(結果の復命及び通知並びに改善措置)

第9条 工事監察を行った者（以下「監察者」という。）は、その結果を技術管理室長に復命するとともに、工事執行者に通知するものとする。

2 工事執行者は、工事監察の結果、施工体制の不備等があったときは、該当工事の受注者に是正を命じ、その措置状況を技術管理室長に報告するものとする。

(建設業許可権者への通知)

第10条 技術管理室長は、工事監察の結果、次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、建設業許可権者にその事実を通知するものとする。

(1) 建設業法第28条第1項第3号、第4号又は第6号から第8号までのいずれかに該当すること。

(2) 建設業法第24条の8第1項若しくは第2項、第26条又は第26条の2の規定に違反したこと。

(3) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第4項の規定に違反したこと。

(休工等の場合の監督員確認及び報告)

第11条 工事監督員は、工事監察の結果、休工等の事由により現地確認できなかった事項について監察者から報告を求められた場合は、工事現場で確認し、技術管理室長に報告しなければならない。

2 工事監督員は、前項の確認の結果、施工体制の不備等があった場合は直ちに措置を行い、前項の報告に併せて措置結果を技術管理室長に報告するものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、工事監察に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に行う工事監察から適用する。
- 2 この要綱の施行の日から令和 2 年 9 月 30 日までの間における第 10 条の規定の適用については、同条中「第 24 条の 8」とあるのは、「第 24 条の 7」とする。